

令和3年度玖珠町職員の福利厚生予定事業の公表

地方公務員法第42条の厚生福利制度に基づき、職員の相互親睦及び福利増進を図るため職員の福利厚生事業を下記のとおり実施する予定です。

(1) 職員健康診査

(2) 職員互助会事業

①事業の運営状況

玖珠町職員互助会は、玖珠町、玖珠九重行政事務組合（平成20年4月加入）の職員から構成されています。

②事業の内容

給付事業：会員等の出産・死亡等に対して給付。

厚生事業：会員相互の親睦を深めるために、体育活動や文化活動に対しての補助。